

2025 年 5 月 28 日

組 合 員 各位

三重県石油業協同組合
理事長 亀井 喜久雄

三重県庁・国土交通省関係契約価格について

6 月 1 日以降の関係機関への契約価格が、下記の通り決定しましたので
ご連絡申し上げます。

記

1. 契約期間 2025 年 6 月 1 日から 2025 年 6 月 30 日まで

2. 契約単価 (消費税抜き)

品目	規格 (ℓ)	単価 (単位 : 円)										備考
		桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	志摩	伊賀	尾鷲	熊野	
ガソリン	ハイオク	171	174	170	168	173	171	174	175	192	190	
〃	レギュラー	161	164	160	158	163	161	164	165	182	180	
軽油	課税分	145	148	146	145	148	149	149	151	169	167	
〃	免税分	112.9	115.9	113.9	112.9	115.9	116.9	116.9	118.9	136.9	134.9	
混合油	(25:1)	192	192	192	192	192	192	192	192	192	192	

(桑名) 桑名市、桑名郡、いなべ市、員弁郡

(四日市) 四日市市、三重郡

(鈴鹿) 鈴鹿市、亀山市

(津) 津市、

(松阪) 松阪市、多気郡

(伊勢) 伊勢市、度会郡

(志摩) 志摩市、鳥羽市

(伊賀) 伊賀市、名張市

(尾鷲) 尾鷲市、北牟婁郡

(熊野) 熊野市、南牟婁郡

*再度確認をお願いします

- ①物品購入伝票の給油日記入の確認、請求は所属別でお願いします。
- ②請求書の提出期限は、毎月 10 日迄に組合必着でお願いします。
- ③給油量は 1 リットル単位、または小数点第一位までの給油にしてください。
- ④請求先のコード番号は必ず記入してください。お支払通知書に記載してあります。